

大阪市告示第592号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年4月25日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立此花屋内プール 大阪市立西淀川屋内プール 大阪市立住之江屋内プール	令和7年5月7日（水） ※大阪市立住之江屋内プールは臨時休館中のため除く。	午前9時から 午後9時まで
	令和7年7月22日（火）	
	令和7年8月12日（火）	
	令和7年9月16日（火）	
	令和7年10月14日（火）	
	令和7年11月4日（火）	
	令和7年11月25日（火）	
	令和8年1月13日（火）	
	令和8年2月24日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立此花屋内プール 大阪市立西淀川屋内プール 大阪市立住之江屋内プール	令和 7 年 5 月 5 日 (月) ※大阪市立住之江屋内 プールは臨時休館中の ため除く。	午前 9 時から 午後 6 時 30 分まで
	令和 7 年 7 月 21 日 (月)	
	令和 7 年 8 月 11 日 (月)	
	令和 7 年 9 月 15 日 (月)	
	令和 7 年 10 月 13 日 (月)	
	令和 7 年 11 月 3 日 (月)	
	令和 7 年 11 月 24 日 (月)	
	令和 8 年 1 月 12 日 (月)	
	令和 8 年 2 月 23 日 (月)	

(環境局総務部施設管理課)